

新型インフルエンザ等における サーベイランスについて

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

Ⅲ. 各段階における対策

未発生期

(2) サーベイランス・情報収集

(2)－2. 通常のサーベイランス

- ① 国は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関(約 5,000 の医療機関)において患者発生の変向を調査し、全国的な流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の約 500 の医療機関において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ② 国は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生変向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ③ 国は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(厚生労働)
- ④ 国は、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により、国民の免疫の状況を把握する。
- ⑤ 国は、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係省庁等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図り、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために、国立感染症研究所において分析評価を実施する。

(2)－3 調査研究

- ① 国は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査実施できるよう、専門家の養成や都道府県等との連携等の体制整備を図る。
- ② 国は、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究や検疫等の対策の有効性に関する研究を推進し、科学的知見の集積を図る。

1. サーベイランスに関するガイドライン

平時より感染症の情報収集及び分析を行える体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時には、サーベイランスの追加・強化を行い、国内での発生をできるだけ早く発見し、対策立案・国民等への情報還元を活用する。

平時のサーベイランス		<ul style="list-style-type: none">○患者発生サーベイランス(通年) 全国約5,000定点医療機関において実施○入院サーベイランス(通年) 全国約500カ所の300床以上の医療機関において実施○学校サーベイランス(9月～4月を目処) 全国の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校 等において実施○ウイルスサーベイランス(通年) 全国の病原体定点医療機関において実施○鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス 関係省庁等が得た情報を共有・集約化し、分析評価等を実施 <p>※上述以外にも、「感染症流行予測調査」等を実施</p>
新型インフルエンザ発生時のサーベイランス	追加するサーベイランス	<ul style="list-style-type: none">○患者全数把握(海外発生期から地域発生早期まで(※)) すべての新型インフルエンザ患者(疑似症患者を含む。)の発生を把握し、新型インフルエンザの国内の発生状況を把握 <p>※地域感染期以降についても都道府県の判断により継続することができる</p>
	強化するサーベイランス	<ul style="list-style-type: none">○学校サーベイランス(海外発生期から国内発生早期まで及び小康期) 報告対象施設を、大学・短大まで拡大○ウイルスサーベイランス(海外発生期から地域発生早期まで及び小康期) 患者発生サーベイランス及び学校サーベイランス等でのウイルス検査を原則実施 <p>※上述以外にも、「積極的疫学調査」等の強化を実施</p>

※新型インフルエンザ発生時は、平時から継続して行うサーベイランスに加え、上述のサーベイランスの追加・強化を行う。

インフルエンザ入院サーベイランス 調査票

別記様式6-2(2)

週報

感染症発生動向調査(基幹定点) (インフルエンザによる入院患者の報告)

インフルエンザによる入院患者がいない場合でも、0報告であげてください。

調査期間 令和 年 月 日～ 年 月 日

医療機関名 _____

ID番号	性別	年齢 (0歳は月齢)	入院時の対応					備考
			ICU入室	人工呼吸器 の利用	頭部CT検査 (予定含む)	頭部MRI検査 (予定含む)	脳波検査 (予定含む)	
1	男・女							
2	男・女							
3	男・女							
4	男・女							
5	男・女							
6	男・女							
7	男・女							
8	男・女							
9	男・女							
10	男・女							
11	男・女							
12	男・女							
13	男・女							
14	男・女							
15	男・女							

<記載上の留意>

- インフルエンザに罹患し、入院した患者(院内感染を含む)を報告してください
- 入院時の患者対応については、該当する項目欄の全てに○を記入してください

インフルエンザ入院サーベイランス 調査票(案)

別記様式6-2(2)

週報

感染症発生動向調査(基幹定点) (インフルエンザによる入院患者の報告)

インフルエンザによる入院患者がいない場合でも、0報告であげてください。

調査期間 令和 年 月 日～ 年 月 日

医療機関名

ID番号	性別	年齢 (0歳は月齢)	入院時の対応					備考
			ICU入室	人工呼吸器 の利用	頭部CT検査 (予定含む)	頭部MRI検査 (予定含む)	脳波検査 (予定含む)	
1	男・女							
2	男・女							
3	男・女							
4	男・女							
5	男・女							
6	男・女							
7	男・女							
8	男・女							
9	男・女							
10	男・女							
11	男・女							
12	男・女							
13	男・女							
14	男・女							
15	男・女							

<記載上の留意>

- インフルエンザに罹患し、入院した患者(院内感染を含む)を報告してください
- 入院時の患者対応については、該当する項目欄の全てに○を記入してください

<記載案>

- インフルエンザに罹患し、入院した患者(院内感染を含む)を報告してください。なお、院内感染の場合は、備考欄に「院内感染」と記入してください。

医師及び指定届出機関の管理者が 都道府県知事に届け出る基準(抜粋)

35 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)

(1) 定義

インフルエンザウイルス(鳥インフルエンザの原因となるA型インフルエンザウイルス及び新型インフルエンザ等感染症の原因となるインフルエンザウイルスを除く。)の感染による急性気道感染症である。

(2) 臨床的特徴

上気道炎症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛を伴うことを特徴とする。流行期(我が国では、例年11月～4月)にこれらの症状のあったものはインフルエンザと考えられるが、非流行期での臨床診断は困難である。合併症として、脳症、肺炎を起こすことがある。

(3) 届出基準(インフルエンザ定点における場合)

ア 患者(確定例)

指定届出機関(インフルエンザ定点)の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、①のすべてを満たすか、①のすべてを満たさなくても②を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検察した結果、症状や所見から、インフルエンザが疑われ、かつ、①のすべてを満たすか、①のすべてを満たさなくても②を満たすことにより、インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

①届出のために必要な臨床症状(4つすべてを満たすもの)

ア 突然の発症	
イ 高熱	
ウ 上気道炎症状	
エ 全身倦怠感等の全身症状	

②届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液、 咽頭拭い液

(4) 届出基準(基幹定点における場合)

ア 入院患者

指定届出機関(基幹定点)の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、(3)①のすべてを満たすか、(3)①のすべてを満たさなくても(3)②を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した患者のうち、入院をしたものについて、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

感染症サーベイランスシステム (NESID) の イメージ図

インフルエンザ入院サーベイランスデータ

<現在> 院内感染の有無	<今後(案)> 院内感染の有無
未記入	○
	○
	×
	×
	×
	×